

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ_190120】①秋田県条例パブコメ(明日1月21日締め切り)、②大阪府パブコメ(2月8日)、③韓国情報(速報)

日付: 2019年1月20日 17:52

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp



121自治体を含む3100名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 2401-3100
産業医科大学 大和より (知人の紹介・拡散歓迎。異動などで不要になった方は「不要」とお返事下さい)

①秋田県条例パブコメ

秋田在住の方から以下の情報が寄せられました。

秋田県においても、秋田県受動喫煙防止条例(仮称)に係る「受動喫煙防止対策推進に関する基本的な考え方」について、県民意見を募集しております。

【意見等の提出期間】

平成30年12月21日(金)から平成31年1月21日(月)まで(必着)

【秋田県庁パブコメ関連HP】

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/39097>

「受動喫煙ゼロ」を目指している点が立派です。以下、私の評価です。

○幼小中高だけでなく大学も敷地内禁煙(屋外喫煙も不可)

○行政、医療、社会福祉施設も敷地内禁煙(屋外喫煙も不可)

↑ 議会を含む官公庁として欲しい

△飲食店は都条例同様従業員がいなければ喫煙可、千葉市条例同様喫煙目的施設は喫煙可

↑ 喫煙目的施設も従業員が居るのですから除外して欲しくなかったです

◎駅、空港等(例:乗物に乗る前後の待合として利用される施設)に喫煙専用室不可

○屋外でも受動喫煙が発生しないよう対策が必要

○イベント等でも同様

x加熱式タバコ専用室を容認

飛行機や新幹線など座席を移動できない場所の直前に喫煙してきた人達から発生する三次喫煙対策に一石投じることができる条例です。

快適な出張・旅行のために応援しましょう。

②大阪府条例パブコメ 2月8日締め切りです。また改めてお知らせします。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakofumin.html>

③韓国情報(速報)

産業医科大学と韓国カソリック大学の交流研究会に出席しました。

・飲食店は原則禁煙=喫煙専用室設置可、とのことですが、実際に設置している飲食店はみただけではありません。

つまり、どの飲食店も選び放題。羨ましい限りです。

・学校・病院は周辺100メートルの舗道も禁煙

・ただし、国際空港には喫煙室はありました。

・韓国では2015年、タバコ税がアップし、その一部がHealth Promotion Chargeとしてタバコ対策に投入されます。

↑ 1箱2,500ウォンから4,500ウォンに

医師、保健師、心理相談員、事務員など計40名の専属スタッフを雇用し、禁煙推進活動を行っています。

後日、詳細を報告します。

表. 改正健康増進法における喫煙室の類型について

	喫煙専用室	指定タバコ専用喫煙室 (加熱式タバコを指定する予定)	喫煙目的室	喫煙可能室
置ける施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設
場所	屋内の「一部」	屋内の「一部」	屋内の「全部又は一部」	屋内の「全部又は一部」
要となる措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置

紙巻タバコ	○	×	○	○
加熱式タバコ	○	○	○	○
校内での喫煙 以外の行為	×	○	○	○

@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

ダイヤルイン：093-691-7473、学内PHS 4729、
直通FAX: 093-602-6395、学内用内線FAX: 8062、
ホームページ：http://www.tobacco-control.jp/

